

けたるものと見え候、乳もあれど綱を通さず、乳を以て桁に結び付たる歟、乳の内へ桁を通して、柱へさしたる體の物のやうに存候也。

〔安齋隨筆〕

後編十四

一幕の乳廿八は、廿八宿にかたどる、其内に牛宿にあたる乳を除く事、一流の

義あり、日本には吉備公の相傳也とて、別に前後まじはる事あり、中頃大内火災にかゝりし日は、牛宿にあたる日なりしによりて、牛宿を除きて廿七宿とせり、徒然草大成に見へたり、牛宿を除く事、古製になき事也。○又見貞丈雜記

〔鷺水閑談二〕義經一の谷首實檢の事

源の義經一の谷首實檢の時、打給ふ御幕總白

是をふたじむかしは引兩也

義經は曲糸にめされ、

長刀を持給ふは、故實ある事也、幕は五行陰陽を表す、陰の方の物見を日天の物見といひ、陽の方の物見を月天の物見といふ、又貪狼、祿存、巨門、廉貞、文曲、破軍、武曲の七星の物見あり、内に五佛を納む、中尊を大日とし、陰の方に彌陀、觀音、陽の方に釋迦、不動、よしつねの幕の古法是也。

〔古今要覽稿〕

器財

あげはり帷幕

帷幕

幕に紋つくることは、そのはじめさだかならず、後三年合戦圖に、八幡殿幕の紋には鳩二ツづ、向ひし状をゑがき、二郎直實の幕も寓生に鳩二ツをゑがけり、これ其陣を別たん爲にせしものなるが、後世のつけかたとちがひて、鎌倉殿の幕は混白、足利殿二引輦の幕といふは、五幅の幕上中下白にて、中二幅紺なれば、自ら二引輦なり、その他三引輦、中黒、裙紅なども皆此例なり。新井君美説今のごとく輪の中に紋つくることは、文安比にやありけん、瑤囊鈔にはじめて武士の幕紋といふことをまゑるせり。

〔三内口決〕一幕事

尋常ニ用候幕ハ、家紋等、公家武家之差別無之候、